

自分らしい暮らしを
いつまでも

成年後見制度

のご活用を



岩手県社会保険労務士会

社労士成年後見センター岩手



- 高齢夫婦で暮らしているけど、オレオレ詐欺や訪問販売員の被害にあわないか心配だ。
- 身寄りがないので、もし、将来、認知症になったら、年金や預貯金の管理、身の回りの事をどうしたら良いか心配だ。
- 高齢になったとき、知的障害の子どもの将来が心配だ。
- 最近、遠方に暮らしている親が、不必要と思われる高額な商品を買ったようだけど、大丈夫だろうか。

こんなとき

成年後見制度のご活用を!

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などで、物事を判断する能力が不十分になった方が、社会において普通の人と同じような生活ができるように支援する制度です。

①自己決定権の尊重、②残存（現有）能力の活用、③ノーマライゼーションの3つの理念と、本人の保護の調和を図ることを目的としています。



成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

◆**任意後見制度**は、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ決めておく制度です。自分の信頼出来る方と、自分の生活、療養看護や財産の管理を代わって行うように公証人の作成する公正証書によって結んでおきます。

判断能力が衰えたとき、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任してその監督の下に任意後見人の支援が行われます。

◆**法定後見制度**は、本人や配偶者、四親等以内の親族の申立てによって、家庭裁判所が援助者として最も適任と思われる方（ご家族や専門士業等）を成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選任します。

法定後見制度には、後見・保佐・補助の3つの種類があります。

類 型	後 見	保 佐	補 助
対 象 と な る 方	判断能力が欠けていることが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申 立 て 出 来 る 方	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長等		
対象となる方の状況	財産の管理はもちろん、日常的な生活も自分では出来ず、誰かに代わってもらうことを常に必要とする状態	日常的な生活は普通に送れるが、不動産の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は誰かの手助けを必要とする状態	重要な財産行為について、自分で出来るかもしれないが、不安なので誰かに代わってもらう方が良いという状態
対象となる方の呼び名	成年被後見人	被保佐人	被補助人
支援する人の呼び名	成年後見人	保佐人	補助人

後見人等への報酬の支払いは

- 任意後見人の場合** 依頼される方との話し合いにより、内容は契約で定めます。
- 法定後見人等の場合** ご本人の資力その他の事情によって、家庭裁判所が決定し、ご本人の財産から支払われます。

社労士成年後見センター岩手 では

- 成年後見制度のご相談
- 身近に成年後見人等の候補者が
いない場合の候補者の紹介
を行っています

センター岩手では…

「成年後見人等」養成研修の修了者及び毎年実施する更新研修修了者を「成年後見人等候補者」として名簿を家庭裁判所へ提出しています。

名簿登載者には、不測の事態に対処できるように「成年後見業務担保保険」への加入を義務付けています。

また、成年後見人等の受任者に対して、センターとしてフォローするとともに、定期的に活動報告を求め、活動状況を監督しています。

センター岩手の会員は…

医療・年金・介護保険等に関わる唯一の国家資格者として、他の士業にはない専門性を生かし、制度を利用される方々の財産を適切に管理するとともに、ご本人らしい生活が送られるよう支援します。

何よりも、見守り活動（身上監護）を重視し、ご本人の意思、心身の状態や生活の状況に配慮した支援を行います。

お気軽に、ご相談ください

社会保険労務士は

「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的」としています。（社会保険労務士法第1条）

主な業務の対象となる法律は、次の通りとなっています。

- ◆健康保険法 ◆厚生年金保険法 ◆国民健康保険法
- ◆国民年金法 ◆介護保険法 ◆労働基準法
- ◆労災保険法 ◆雇用保険法 ◆最低賃金法
- ◆労働安全衛生法等々

社労士成年後見センター岩手

介護保険制度と成年後見制度は「車の両輪」と言われています。

岩手県社会保険労務士会では、医療・年金・介護保険を専門業務の一部とする士業の責務として「社労士成年後見センター岩手」を設立し、成年後見活動を社会貢献事業として取り組んでいます。

● 連絡先 ●

〒020-0821 盛岡市山王町1-1
TEL (019) 651-2373
FAX (019) 651-7841
URL <http://www.iwate-sr.jp>
E-mail kenkai@iwate-sr.jp

